

北海道福祉サービス第三者評価調査者名簿登録要領

(目的)

第1条 この要領は、北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構（以下「道推進機構」という。）が、北海道福祉サービス第三者評価実施要綱（以下「実施要綱」という。）第9条第3項に規定する登録について、必要な事項を定めるものである。

(名簿)

第2条 道推進機構は、実施要綱第9条第3項に規定する研修修了者のうち、評価調査者としての要件を満たす者について、評価調査者番号及び修了日、氏名、生年月日、評価調査員の活動を可能とさせる研修名及び修了日、受講分野、専門コース、連絡先を記載した一覧表を名簿として管理する。

2 道推進機構は評価機関（評価機関の認証申請をしようとする者を含む。）に対して、別紙様式1により評価調査者に係る情報を提供することができる。

3 評価調査者は、道推進機構が評価機関に対して行う情報提供の内容について、別紙様式2により同意を行うものとする。

(登録内容の変更)

第3条 当該評価調査者において、登録内容の追加や変更があったときは、別紙様式3により、速やかに道推進機構へ届出を行うものとする。

(名簿からの削除)

第4条 道推進機構は、名簿に登載した評価調査者が次の各号の一に該当する場合には、名簿から削除する。

(1) 本人から登録にかかる辞退の届出があったとき。

(2) 実施要綱第9条第1項第1号に規定する評価調査者養成研修または同条同項第2号に規定する評価調査者継続研修を修了した日の属する年度の4月1日から起算して3年を経過したとき。

(3) 北海道福祉サービス第三者評価機関認証要綱第10条第1項第4号に規定する不正な行為と同等の行為を行う等評価調査者としてふさわしくないと認められると

き。

- 2 前項第2号から第3号に該当して削除しようとするときは、第三者評価基準等委員会の意見を聴かなければならない。

(名簿への再登録)

第5条 前条の規定により、名簿から削除された者が、再度名簿への登録を希望する場合には、原則として再度養成研修を受講するものとする。ただし、前条第1項第3号に該当する場合にあっては、削除に当たって当該委員会の意見を聴いて定めた年限の間、再登録を行わない。

(個人情報の保護)

第6条 道推進機構は、福祉サービス第三者評価事業の目的を達成すること以外、本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない。

- 2 個人情報保護については、社団法人北海道社会福祉士会個人情報保護規程によるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるものの他、評価調査者の登録を行うに当たり必要な事項については、第三者評価基準等委員会にて定める。

附則

第1条 この要領は、2010年4月1日から施行する。

第2条 当面の間、第2条第1項に規定する名簿については、社会福祉法人全国社会福祉協議会評価調査者指導者研修修了者で、当該研修の修了の日の属する年度の4月1日から起算して3年を経過しない者も対象として管理するものとする。また、第3条以降の規定についても準用する。